

議案説明書

こども福祉部 こども課

提出議会：令和5年第1回定例会

1 案件名

議案第38号 佐野市子宝条例の改正について

2 概要

子宝祝金の支給対象及び金額を改め、並びに所要の規定を整備する。

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 第3子以降を対象としていた子宝祝金の支給を第1子からに拡充し、金額を第1子及び第2子の子1人につき3万円、第3子以降の子1人につき5万円に改める。(第1条、第2条、第5条)
ただし、周知期間が短いことを考慮し、令和5年度中の出産に対しては特例として、第3子以降の子1人につき10万円とする。(附則第3項)
- (2) これまでは出生後3か月以降1年以内を申請期間としていたが、出生届と同時の申請を可能とするため、申請期間を出生の翌日から6か月以内に改める。(第6条第2項)
- (3) 支給要件及び支給対象者の要件を整理し、出生子については出生日から申請日まで引き続き市の住民基本台帳に記録されていることを明確化し、支給対象者については出産日の6か月以上前から申請日まで引き続き市の住民基本台帳に記録されていることを明確化する。(第3条、第4条)

4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日